



豊かに生きる就将の子の育成

瀬戸内市立牛窓北小学校

学校だより

令和7年12月23日

No.9

就 将

人権週間の取り組み

12月1日(金)～12月7日(日)は、本校の人権週間でした。学校では、学年の実態に合わせて人権について考える様々な取り組みを行いました。

子どもの人権を考える時、「いじめ」は重要な課題です。大津市のいじめ自殺事件をきっかけに、その定義は大きく変わっています。既にご存知の方も多いかもかもしれませんが、

「いじめ」認識のアップデートをお願いします。

現在の「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法 H25)



人権集会

いじめとは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義で重要なのは、**いじめられた側が心身の苦痛を感じているかどうか**という点です。

- ・「遊びのつもりだった」「ふざけていただけ」
- ・「悪気はなかった」「みんなやっている」「たいしたことないように見える」

例え、行為をした側に悪意がなかったり、軽微に見えたりしていても、された側が「つらい」「嫌だ」と感じれば「いじめ」に該当します。学校ではこの定義に基づき、いじめられた児童の立場に立って、客観的な事実確認や状況把握を行い、必要な指導をしています。

いじめの問題解決には、**家庭との連携が欠かせません**。両方で子どもを見守り、

- ・特定の子を仲間はずれにするような言動。
- ・からかい半分で、相手の嫌がる身体的特徴や家庭のこと等を話題にする。

などの行動が見られたら「相手はどう感じるか」をしっかりと考えさせ、「いじめは許さない」という共通認識のもと、協力して指導していくことが不可欠です。誰もが安心して学校生活を送れるよう、今後ともご理解とご協力をお願いします。

❤️ 児童の考えた人権標語 ※一部紹介 ❤️

- ・遊びでも 傷つくことは いじめだよ 6年女児
- ・ハリセンボン イジメの時の 気持ちだな 5年男児
- ・人間は 楽しく生きて 当たり前 5年男児



人権標語の掲示